討議資料 事務連絡



市民の心に寄り添い、ぶれない保守改革派として、また、市民目線重視でしがらみのない議 会人として、真摯に使命を全うして参りますの で、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお 願い申し上げます。市議の役目は市政を評議す ることにあります。

さて、今年は市議会議員選挙の年。前号でも 書きましたが、議員の心構えとしても、また、 守らなければならないのが、市政と議会の二元 代表制で、執行機関(市長)とチェック機能側 (議会)の二元代表制が否定されると、独裁志 向となり、事件等の温床になりかねず、また、 市政の常識が疑われてしまいます。上尾市においては、昨年、収賄等で市長・議長等の逮捕者が出たため、市長・副市長・教育長・議員の身を引き締めるため、新市長自ら2つの「政治倫理(ロ利き禁止)条例」を提案し、可決・公布されました。私もこれに倣い、「ロ利き・談合禁止条例」(案)を推進し、議会や市の職員をはじめ行政に携わる人の精神的負担をなくし、全うな予算措置と事業施行で経費節減を推進する所存です。そして、目指すは「笑顔あふれるふるさと三郷」づくり。

# ≪令和3年(2021)3月市議会定例会報告≫

■3月1日~3月19日までの会期で行われ、 全24議案が上程、可決されました。3月議会は 予算議会で、令和3年度一般会計予算総額の歳入 歳出は過去最大の517億円で12年連続の増額 です。歳入のうち自主財源というべき市税は41 %の212億円です。歳出は民生費が49%、総 務費が12.9%、土木費が10%、衛生費が7. 2%、教育費が7.1%と続き、性質別にも扶助費 が30.4%を占め、うち生活保護事業費が約53 億円と予算の1割強を占めています。 三郷市は生 活保護費が貰いやすいので引っ越して来たと言う 方もおられるくらいで、また、生活保護申請に厳 正に対応したら1年で人事異動になった職員の例 もあり、何と締まらないことか。■南部地域拠点 整備事業として、鷹野小学校北側周辺及び栄5丁 目交差点付近の開発予算として令和2年度は4千 7百万円計上され、特に栄5丁目の開発について は、①築45年を経過し、不衛生な環境にある岩

野木給食センターの移設と②防災倉庫及び③コミ セン施設整備の委託料として、基本設計費2千6 百万円、測量費1千万円が計上されていたが地主 の反対があったとかで、(3年度の南部地域拠点 整備予算1千4百万円を見ると、)事実上頓挫? ■その代わりに浮上してきたのが、フル規格化さ れるスマートインターチェンジ周辺の開発で、県 道三郷松伏線と大場川の間の前間・後谷・小谷堀 地区の40haで、土地を買い漁っている方もお られるようで、銀行筋の話では農地が坪15万円 で売買されているとのこと。当地区は工事中の三 郷流山橋から降りてきて越谷流山線で交差します が、目と鼻の先には後谷小学校があり、校舎のデ ザインからしても「道の駅」設置の最有力か。

その他・詳細は「広報みさと」、「みさと市議会 だより」及び市議会のホームページをご覧くださ い。

# 市民目線の『身近な問題等』について、一般質問(3月18日)を行いました

# ① 交通問題(大型車の通行規制について)

交通の利便性の向上とともに、市内の幹線道路 は大型車の通行が頻繁になり、現在進められてい るスマートインターチェンジのフル規格化、仮称 三郷流山橋の開通により更に大型車の通行が激し くなることで、交通渋滞や交通事故の多発が危惧 されるところ。

#### (1).早稲田中央通りの現状について

主要地方道三郷松伏線は幸房と早稲田8丁目間 で慢性的に渋滞が起きており、そのため、大型車 は三郷松伏線と越谷流山線が交差する早稲田8丁 目から、早稲田中央通りをバイパス代りに南下、 草加流山線の三郷駅北口交差点を右折するルート の通行が増加の一途となってきている。大型車の 中でもダンプカーが3分の2を占め、三郷駅北口 交差点で右折ラインに4台以上連なると、直進車 両は左折車との間に挟まれ、先にも進めないほど の危険な状況になる。早稲田団地ができた頃は住 宅地の静かな生活を保証するとかで、バスを除い て大型車の通行は規制されていたと記憶している が、市長の云われる安全・安心な生活を守るため 大型車両通行止めの規制をかけてもらいたい。

### ● 市民経済部長答弁

吉川警察署に「早稲田中央通り」の交通規制状況を確認したところ、大型自動車等に対する交通 規制は設けていない。大型自動車等の早稲田中央 通りへの侵入は、県道の渋滞回避のための通り抜 けとして推測しています。規制については、現地 の状況把握を含め効果的な対策などを吉川警察署 へ相談してまいります。

[**所見**] 意味不明な答弁。トラック協会等の関係から規制は難題だが不幸な事故があっては遅い。

# (2).江戸川堤防沿い下の道路について

江戸川堤防沿い下の道路は横堀橋以外は信号が ないため、標識にある速度を遥かに超えるスピー ドで通行する車両が殆どで、取締り強化をお願い したいところだが、最も問題なのは大型車の通行。 この道路は葛飾橋方面から土手沿いを北上し、武 蔵野線高架下のガードを越えるまではよいが、次 の高さも幅もない流山橋高架下に大型車が通行し てくるため、ガードを通過できず、後続車両が数 珠つなぎになる事態が頻繁に発生している。この 堤防下の道路の通行を規制するためには、葛飾橋 方面から来る車両を小向の信号で左折させ、高州 大入りで県道の三郷松伏線に誘導するよう、都県 境から小向の信号まで看板等を多く設置し、しつ こく告知する必要があると思うが。

### ● 市民経済部長答弁)

江戸川堤防沿い下の「小向」交差点を現場確認 したところ、大型自動車等を規制する規制標識が 設置され、交通規制がされている道路ですが、大 型自動車等が三郷駅東側の流山橋高架下を通行で きず、立ち往生し渋滞を発生させている状況にあ ることも認識している。市としては、高さや横幅 制限の標識などの看板を設置し、大型自動車等の 通行や高架下への直進を防ぐよう注意喚起を図っ ている。今後については、「小向」交差点に大型 自動車等の侵入を防ぐ注意喚起看板を設置すると ともに、吉川警察署を含め関係部局と連携したう えで効果的な対応を検討して参ります。

(所見)東京方面から小向交差点の左折誘導が焦点。大型車通り抜け不可・逃げ道なしの告知を。

# 2 運動施設問題(総合体育館について)

#### (1).管理状況について

去る2月23日、夕方5時過ぎに行きましたら、 人影が見受けられないのに照明が普段と変わらず コウコウと点いていた。コロナ禍において使用で きない筈なのに何と無駄なことをと思い、調べた ら、3か月前に予約した団体に限り使用できると いうことだったが、何も人がいないような時にま で照明をフルに点灯しておく必要があるのかどう なのか。世間並みに節電に心がけるべきと思う。

#### (2).利用制限について

「普段は健康のために総合体育館のトレーニン グルームで汗を流していたが、今はジョギングし かない。3ヶ月前の予約といえどもクラスター感 染を心配しながら団体に貸すのであれば、利用制 限をしないで、トレーニングルームも他の施設並 みの50%程度の人数制限をしてもよいので使用 させて欲しい。」という声をいただいた。民間で はトレーニングジムを人数制限し、利用者と器具 の消毒、それと換気を徹底しながら経営している ジムもあり、消毒と換気の問題だけで、これらを 徹底すればコロナ感染防止はクリアーできるので はないか。感染した場合は自己責任であることも 徹底して、健康維持を優先し、利用制限を解除す ることを要望する。公務員は最大のサービス業。 民間のトレーニングジムを見習い、消毒を徹底し て、利用の取り計らいをしてもらいたい。

#### 〔● スポーツ健康部長答弁〕

総合体育館については、緊急事態宣言が発出されたことにより三郷市新型コロナウイルス対策本部会議においての決定に基づき、現在、利用制限

をしているところです。ただし、屋内施設については、12月25日までに施設利用の予約の方については、利用可能としております。なお、夜間のご利用については、12/25以前の予約利用者もいることから一定の稼働率がございます。また、トレーニング室についても、新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、一般開放の利用を 中止とさせていただいております。

(**所見**) 予約の屋内施設の団体使用は50%の人数で可としているが、個人使用が主のトレーニン グ室使用は不可。緊急事態宣言中であるので、どうせなら全て中止すべきでは?判断基準が不可解?

# 

河川の汚染の原因は70%が家庭排水だといわ れているが、三郷市においては毎年度大きな予算 を投入し下水道工事が行われており、その甲斐あ って、市内の河川や用水は確実に浄化されてきて いる。一方、下水の普及とともに下水管の老朽化 や地震対策などで、管の布設替えや耐震管への移 行、下水道事業経営の問題等など課題は尽きるこ とはないと思うが。

# (1).普及率について

現在の下水道の普及率は83.8%、水洗化率は88.7%ということだが、普及率はどんな基準を以て計算されているのか、世帯数なのか、人口数なのかお尋ねする。

## ● 建設部長答弁)

下水道事業は、昭和50年に事業を着手し、約 360kmの汚水管渠を布設し、約1,300haに つき整備を実施して参りました。普及率は、三郷 市全体の行政人口約14万人に対して、下水道整 備が完了し、公共下水道が利用可能となっている 人数に対する割合です。



### (2).調整区域の下水道の普及について

下水道は市街化区域のみの整備となっているが、 市街化調整区域においての開発や既存の住宅地に おいては浄化槽から用水や水路への下水の流入で、 一部では浄化槽の浄化不足で用水や水路から異臭 や悪臭、虫の発生等があり、また、田んぼに水が 入らない秋から春にかけての半年の間はひどい状 況になる場合もあるといいます。市街化調整区域 においても住宅密集地や家屋が連なっているよう な配管布設工事が効率良く施工できる地域におい ては、下水道の整備を進めて行っても良いのでは ないかと考える。また、下水道経営の長期計画に ついてはどうなっているのか。

#### ● 建設部長答弁 ]

公共下水道事業は、令和3年で約45年が経過す るため、早期に整備した下水道管渠については、 耐用年数の50年を迎えつつあります。本年度か ら、ストックマネジメント計画の策定にも着手し ました。また、大型地震等の災害が発生した場合 でも、下水道の流下機能を保持出来るよう、耐震 化工事にも着手しております。市街化区域内の整 備は、概ね10年程度で完了予定で、市街化調整 区域の下水道整備については、「三郷市国土強靭化 地域計画」による災害時における下水道施設のリ スク対策のほか、今後、策定を予定している「三 郷市公共下水道事業中期経営計画」において、耐 震化工事や維持補修工事等に必要となる財源確保 などとあわせて、検討してまいります。

(**所見**) 区画整理を行えば通常下水道工事は事業 に含まれるが、三郷市は別途で何故か市が負担。

# コロナ禍終息をお祈りします。

加藤英泉 市議会だより「春号」 Vol.23 <3>

# ④ 入札問題

# (1).入札件数に対する落札率等について

この3月議会の補正予算の中で、庁舎耐震工事の入札が不調に終わったとかで工事が廃止になったように入札の不調が増えていると聞き及んでいるのでお聞きする。入札件数が何件あって、不調件数は一体何件あるのか。次に、首都圏直下型地震が予測される中、14万余市民の生命、財産、安心・安全を守る司令塔が置かれる庁舎の急務の耐震工事であるのに、その入札の不調は何が原因なのか。公共工事は普通に図面通りに仕事をしていれば積算単価も民間よりも2~3割高く、絶対儲かる筈だと思うが、何か外部要因等の厳然としたものあるのではないか。

# ● 財務部長答弁]

令和2年度の建設工事の入札執行件数は74件、 うち、落札件数は70件、不調件数は4件、入札 執行件数に対する落札率は94.6%です。2度の 入札において不調となった「三郷市役所本庁舎耐 震補強工事(内部)」については、職員が業務を行 ってる中での工事になること、さらに、平日夜間 や休日の作業が発生することによる人件費等の積 算額の相違や工期が長期間にわたるため人員の確 保が困難であることが主な理由と考えられます。 労務単価については、県の労務単価に基づき工事 担当課において適切に設計しているものと認識し ています。

(**所見**) 入札不調で安心・安全を謳う市の大事な工 事が廃止になるとはコメントに窮する。

#### (2).市内事業者への配慮(市内事業者 優先の入札と仕事量の配分)について

入札業者にはABCDのランク付けがあるということですが、それではAからDまでのランク付の基準や資格について、また、それぞれ何社づつランクインされていて、市内の業者の落札に占める割合はどうなっているのか。先日、江戸川区の区長がコロナに関連した臨時予算52億円に関して、「区内の業者に行き渡るよう発注する」と明言した場面があった。足立区においても区内の業者が優先されている。コロナ禍の時です。三郷市においても市内業者を優先し、第1次入札は市内

業者のみ、応札のない、また、落札のなかった案件については第2次でオープンに入札を行えば良いのではないかと思う。これにより市内に仕事量が多く配分されて、結果的に自主財源を掲げている三郷市に税金として帰ってきます。そして大事なことは、市内建設業者を育てること。

入札にも関連して、マスコミで連日報じられて いるように、国会では「官」と「業」の不適切な関 係が、次々と明るみに出ている。高額な接待によ って行政が歪められることがなかったか、政府は 調査を徹底すべきと読売新聞は訴えている。市民 からも、このような不適切なことが三郷市におい てはどうなのかと尋ねられている。この際ですか ら、三郷市においては、議員もそうですが、市長・ 副市長をはじめ職員に至るまで、市民から疑念を 抱かれないよう厳に慎もうではありませんか。

#### 〔● 財務部長答弁〕

業者選定においては、「市内業者の育成に配慮す る」ことが定められた三郷市建設工事請負等業者 選定要綱に基づき、選定を行っています。また、建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合 評定値により事業者の格付けを行い、工事の規模 に応じて選定すべき事業者数とランクを定め、広 く事業者を選定しております。ランクごとの業者 数はAランク6社、Bランク33社、Cランク3 3社、Dランク12社です。なお、格付けを行っ ている工事の種類は、「土木工事・建築工事・管工 事・ほ装工事」の4つとなり、入札執行の対象工 事では、市内業者の占める割合は89.29%とな っています。入札においても、市内事業者の育成 の観点から、下請負人を選定するにあたっては、 市内事業者の活用に努めるよう入札参加事業者に 対して文書においてお願いしています。

加藤議員のご質問のなかで、「市長、副市長、 職員は接待を厳に慎むべき」とのご発言がありま したが、本市においては接待を受けているような ことはありません。

(所見) 官と業の交際について、 接待はないと言い 切った。あると聞いているので、「なくそうよ」と 言っているのに強気で否定された。今後は家族も含 め市民監視の目がキツくなりそう。



加藤英泉後援会 HP https://eiizumi.com E-mail ktt@ceres.ocn.ne.jp 〒341-0024 三郷市三郷2-1-9 TEL 048-957-0962 FAX 048-957-0966

加藤英泉 市議会だより「春号」 Vol. 23 <4>